

「特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令案」等について  
(概要)

令和 8 年 2 月  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
総務省自治行政局  
出入国在留管理庁

## 第1 制定の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の15の5及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）第16条の4の規定に基づき、特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令及び特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令を定めるもの。

## 第2 特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令の概要

### 1 特定在留カードの様式

特定在留カードの様式（別紙1のとおり。）を定める。

### 2 個人番号カードの機能に係る暗証番号

- (1) 入管法第19条の15の2第1項の規定による申請をしようとする中長期在留者（特定在留カードの交付等に関する規則（以下「交付等規則」という。）の規定により当該中長期在留者の代理又は取次をする者を含む。）は、4桁の数字からなる暗証番号（以下「暗証番号」という。）を出入国在留管理庁長官を経由して地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に届け出なければならないこととする。この場合において、機構は、当該申請に係る特定在留カードに個人番号カードの機能に係る当該暗証番号を設定するものとする。
- (2) 入管法第19条の15の2第2項の規定による申請をしようとする中長期在留者（交付等規則の規定により当該中長期在留者の代理又は取次をする者を含む。）は、暗証番号を住所地市町村長を経由して機構に届け出なければならないこととする。この場合において、機構は、当該申請に係る特定在留カードに個人番号カードの機能に係る当該暗証番号を設定するものとする。

### 3 中長期在留者に代わって特定在留カードを受領する場合の本人確認書類

入管法第61条の8の3第2項から第4項まで（入管法第19条の15の2第10項において入管法第61条の8の3第2項及び第3項の規定を準用する場合を含む。）の規定により中長期在留者に代わって特定在留カードの受領をする者又は出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第59条の4第1項から第4項までの規定により中長期在留者に代わって特定在留カードの受領に係る手続をする者は、当該中長期在留者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次の（1）から（5）までに掲げる資料を提示しなければならないこととする。ただし、これらの者が当該中長期在留者の法定代理人である場合には、（1）に掲げる書類の提示は、出入国在留管理庁長官が特に必要と認める場合に限ることとする。

- (1) 入管法第19条の15の2第1項又は第2項の規定による申請について、当該中長期在留者が本人であること及び当該申請が当該中長期在留者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他出入国在留管理庁長官が適当と認める方法により当該中長期在留者に対して文書で照会したその回答書（出入国在留管理庁長官がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものと

して送付されたものに限る。)

- (2) 次のア又はイに掲げる当該中長期在留者に代わって特定在留カードの受領又は当該受領に係る手続をする者の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる資料
  - ア 当該中長期在留者の法定代理人 その資格を証明する書類
  - イ 当該中長期在留者の法定代理人以外の者 当該中長期在留者に代わって特定在留カードの受領又は当該受領に係る手続をすることができることを証明する資料
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号利用法施行規則」という。）第4条の2第1号から第3号までに掲げる書類
- (4) 次のア及びイに掲げる書類のうち2以上の書類であって、アに掲げる1以上の書類を含むもの（当該中長期在留者の個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第12条第1項第2号に規定する個人識別事項をいう。）が記載されたものに限る。）
  - ア 個人番号カード、番号利用法施行規則第1条第1号に掲げる書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの
  - イ アに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの（当該中長期在留者の写真が表示されたものに限る。）
- (5) (4)にかかわらず、(4)に掲げる書類を提示することが困難であると認められる場合には、次のア及びイに掲げる書類
  - ア (4)アに掲げる書類
  - イ 番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める書類

#### 4 特定在留カードに係る個人番号カードの有効期間

- (1) 特定在留カードに係る個人番号カードの有効期間は、当該特定在留カードの有効期間と同一とすることとする。
- (2) 特定在留カードの交付を受けた中長期在留者が次のア又はイに掲げる場合に該当する場合には、(1)にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該特定在留カードを提示して、当該特定在留カードに係る個人番号カードの有効期間について、当該ア又はイに定める時までの期間とすることを求めることができることとする。
  - ア 入管法第19条の15の2第1項の規定による申請（入管法第19条の11第1項の規定による申請に係るものに限る。）があった場合において、当該特定在留カードの有効期間の満了の日が経過するまでに、新たな特定在留カードが交付されないとき 入管法第19条の15の3第2項に規定する時
  - イ 入管法第20条第6項（入管法第21条第4項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなった場合 入管法第20条第6項に規定する時

#### 5 その他所要の規定を整備する。

### 第3 特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令の概要

- 1 特定特別永住者証明書の様式  
特定特別永住者証明書の様式（別紙2のとおり。）を定める。
- 2 個人番号カードの機能に係る暗証番号  
第2の2に倣い、特定特別永住者証明書に係る個人番号カードの機能に係る暗証番号の届出等について規定する。

- 3 特別永住者に代わって特定特別永住者証明書を受領する場合の本人確認書類  
第2の3に倣い、特別永住者に代わって特定特別永住者証明書を受領する場合の本人確認書類について規定する。
- 4 特定特別永住者証明書に係る個人番号カードの有効期間  
特定特別永住者証明書に係る個人番号カードの有効期間は、当該特定特別永住者証明書の有効期間（入管特例法第9条に規定する有効期間をいう。）と同一とする。
- 5 その他所要の規定を整備する。

#### **第4 今後の予定**

施行期日：改正法の施行日（令和8年6月14日）

別記様式(第1条関係)

(表)

氏名	在留 カード	個人番号 カード
住所・住居地	性別	
	年 月 日生	年 月 日まで有効
写 真	国籍・地域	在留カード番号
	在留期間満了日	年 月 日
	在留資格	就労制限の有無
出入国在留管理庁長官 <input type="checkbox"/> 印		

(裏)

個人番号
氏 名
年 月 日生
図形

備考1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

- 半導体集積回路を組み込む。
- 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。
- 表面には追記欄を設ける。
- 表面中「写真」の部分については、特定在留カードの交付を受けようとする者が法第十九条の四第三項の交付の日において法務省令で定める年齢に満たない者である場合には、表示されないものとする。
- 裏面中「図形」の部分については、内閣総理大臣及び総務大臣が定める技術的水準によるものとする。

別記様式(第1条関係)

(表)

氏名	特別 永住者 証明書	個人番号 カード
住所・住居地	性別	
	年 月 日生	年 月 日まで有効
写 真	特別永住者証明書番号	
	国籍・地域	
出入国在留管理庁長官印		

(裏)

	個人番号
	氏 名
	年 月 日生
図形	

備考1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

- 2 半導体集積回路を組み込む。
- 3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。
- 4 表面には追記欄を設ける。
- 5 表面中「写真」の部分については、特定特別永住者証明書の交付を受けようとする者が法第八条第三項の交付の日において法務省令で定める年齢に満たない者である場合には、表示されないものとする。
- 6 裏面中「図形」の部分については、内閣総理大臣及び総務大臣が定める技術的水準によるものとする。